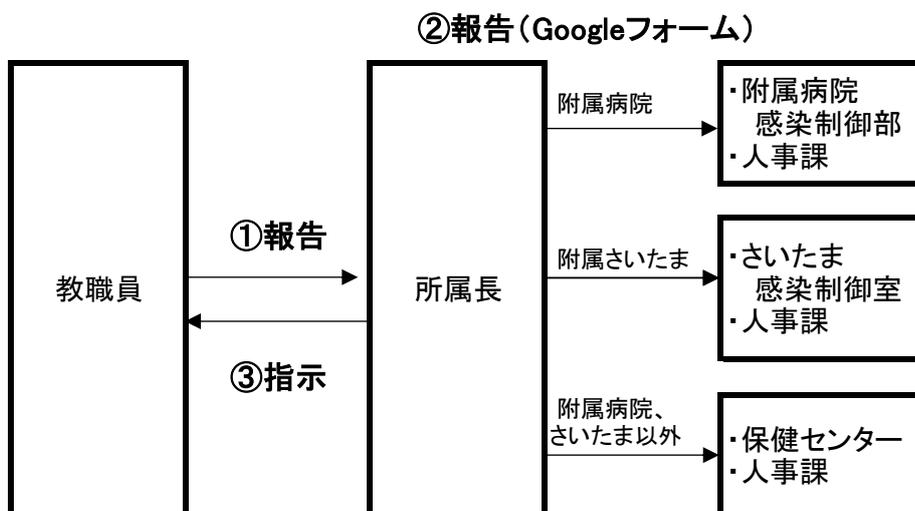


## 新型コロナウイルス感染症に係る報告の流れ



- ① 教職員は、教職員本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合や同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断され、濃厚接触が疑われる場合は、感染状況を所属長に報告
- ② 所属長は、Googleフォームにて、所属、職名、氏名、発症日を入力し報告
- ③ 所属長は、教職員に対して、休暇を取得する日数を指示

### 【感染者又は濃厚接触者の対応について】

	本人が感染した場合	濃厚接触が疑われる場合
附属病院	<p><b>発症日を0日として原則10日間は年次休暇又は傷病休暇とする。</b> ただし、感染状況や職員の就労等の状況により、感染制御部(附属病院)、感染制御室(さいたま)の判断により待機期間を短縮する場合がある。 なお、発症2日前までの院内における濃厚接触者の有無を確認し、濃厚接触者が確認された場合は、右記に準じたの対応をとること。</p>	<p>陽性者と同居のままで十分な対策を講じることができれば、対策を講じた日を0日目として原則5日間が濃厚接触の期間となる。 <b>出勤については、最新の附属病院又はさいたま医療センターのルールに従って所属長の指示を受けること。</b></p>
附属さいたま		
附属病院、さいたま以外	<p><b>発症日を0日として7日間は年次休暇又は傷病休暇とする。</b> また、発症2日前までの学内における濃厚接触者の有無を確認し、濃厚接触者が確認された場合は、右記に準じた対応をとる。 なお、病院ゾーンへの立ち入りは10日間は控えること。</p>	<p><b>マスク着用を徹底することにより出勤可とする。</b> なお、当面の間は、より一層、健康管理に留意し、万が一、症状が出た場合は速やかに受診又は検査をすること。</p>